

傷病の原因または誘因：不詳
 既存障害：なし
 既往症：特になし
 傷病が治った日：平成8年3月14日（確認）
 診断書作成医療機関における初診時所見（初診年月日：昭和60年1月7日）：動悸，息切れを訴え，聴診上心尖部に拡張期雑音聴取され，胸部X線で軽度心拡大，心電図上心房負荷を認めた。
 現在までの治療の内容等：昭和61年6月2日僧帽弁交連切開術施行，以後順調であったが，2年前より息切れ増強し，精査にて上記診断し，平成8年3月14日手術施行し，経過良好であった。
 （手術歴）：手術名 僧帽弁置換術，三尖弁輪縫縮術，手術年月日：8年3月14日
 臨床所見（平成8年6月26日）：動悸，息切れ，倦怠感有 その他 無
 心電図・X線所見（平成8年6月28日）：心房細動（粗動），ST低下（1.5mv），Tの逆転有，その他 無
 心胸廓係数（53%），肺静脈うっ血 無
 人工弁装着：有，装着日：平成8年3月14日
 その他の臨床所見：特に異常なし
 活動能力の程度（平成8年6月26日）：家庭内の極めて温和な活動では何でもないが，それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこる。
 現症時の日常生活活動能力又は労働能力：温和な日常生活

動は可能，労働は制限つき軽作業までは可能。
 予後：人工弁置換術後の薬物療法の継続が必要である。
 (2) また，春○医師は，次のように述べている（資料1-2）。
 僧帽弁狭窄症にて昭和61年6月2日交連切開術施行し，以後他院で内科治療継続した。平成4年1月22日新たに僧帽弁狭窄兼閉鎖不全・三尖弁閉鎖不全にて初診。内科治療継続した。平成8年3月14日僧帽弁置換術，三尖弁輪縫縮術施行した。
 (3) 今○医師は，請求人に対し，昭和63年8月8日より平成4年8月12日まで，僧帽弁術後の投薬を継続している（資料2）。
 (4) 保険者代表は，社会的治癒を認める場合には，医療を行う必要がなくなつて，無症状で医療を受けることなく概ね5年程度を経過することが必要であると述べているとともに，原処分において，請求人の当該傷病の初診日を昭和59年11月としたのは誤りであり，医証によると，昭和60年1月が正しいと述べている。
 (5) 請求人は，高校2年のときの健康診断で，校医より心臓に雑音が聞こえると言われたことがあるが，自覚症状もなかったため，その後診察は受けていないと述べている。
 (6) 請求人の高校在学中における出欠の記録は，次のとおりである（資料3）。

| 学年 | 授業日数 | 要出席日数 | 欠席日数 |
|----|------|-------|------|
| 1 | 243 | 243 | 1 |
| 2 | 246 | 246 | 14 |
| 3 | 225 | 225 | 12 |

(7) 請求人は，高校在学中，体育，クラブ活動が終わった時等に，必

ずハアハアと苦しそうで，顔色と唇の色が悪くなった。（資料4）。
 (8) 請求人は，昭和59年から昭和60年にかけて，60年改正法による改正前の国民年金法附則第6条第1項により被保険者となる途が開かれていたにもかかわらず，国民年金の被保険者となっていなかった（資料5）。
 2 前記認定された事実に基づき，本件の問題点を検討し，判断する。
 (1) 請求人は，当該傷病の初診日は，昭和60年1月7日ではなく，平成4年1月22日であるとしているが，前記1の(1)から(3)によると請求人は昭和60年1月7日動悸，息切れを訴え受診，昭和61年6月2日僧帽弁交連切開術施行，以後，平成4年8月12日まで，僧帽弁術後の投薬を継続していることが明らかである。したがって，前記1の(2)において，平成4年1月22日新たに僧帽弁狭窄兼閉鎖不全・三尖弁閉鎖不全にて初診とはされているものの昭和60年1月7日初診から平成4年1月22日までの間に社会的治癒があったと認めることは困難である。
 (2) 次に，請求人は，高校在学中に心臓に雑音がすと指摘されたことがあると述べているが，前記1の(5)から(7)によると，その可能性を否定はできない。しかし，これだけでは当該傷病の初診日が請求人の20歳未満にあると推認することは困難である。
 (3) 以上を総合して，請求人の当該傷病の初診日が，請求人の被保険者期間中又は20歳未満にあると認めることは困難であると判断する。

そうすると，原処分において初診日を昭和59年11月であると認定したことは誤りであるが，結果として，原処分は妥当であり，これを取り消すことはできない。
 なお，当該傷病の初診日が請求人の20歳未満にあることを証明できる場合には，障害基礎年金の支給を受けることができることを念のため付言する。

以上の理由によって，主文のとおり裁決する。

形式的には繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求に必要な関係書類が整えられているけれども，請求人は，裁定請求時には，すでに請求さえすれば障害基礎年金の支給を受けることができる状態にあったにもかかわらず，繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求を行ったことは，当該年金の支給を受ければ障害基礎年金の支給を受けることができないとの認識を全く欠いていた証左であるから，裁定請求行為そのものが重大な錯誤に基づくものと判断せざるをえない。従って，請求人の当該裁定請求は，錯誤によって無効であると認められるので，社会保険庁長官が請求人に対して行った本件裁定もまた無効である。（平9，9，30）

| | | |
|-----------------|------------|----------------|
| 請求人 | 千葉県 | 中○ 一○ |
| 代理人 | 千葉県 東京都 | 猿○ 隆○ 鈴○ 静○ |
| 原処分をした行政庁 | 千葉県知事 | |
| 老齢基礎年金受給権者 | 中○ 一○ | |
| 審査の決定をした社会保険審査官 | 昭和10年生 | |
| | 千葉県社会保険審査官 | |

本文 千葉県知事が、請求人に対し、平成8年7月1日をもって、障害基礎年金を支給する旨の処分を取り消した処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、嚢胞腎（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成8年4月9日（受付）、千葉県知事に対し、国民年金法（以下「法」という。）第30条の2第1項の規定による障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 千葉県知事は、平成8年5月30日付で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める2級の程度に該当するとして、平成8年5月から障害基礎年金を支給する旨の処分をした。
- 3 その後、千葉県知事は、請求人が平成7年2月から繰上げ支給の老齢基礎年金を受給しているとして、平成8年7月1日付で、前記2の処分を取り消す旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、猿○隆○を審査請求代理人に立て、平成8年8月28日（受付）、千葉県社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をした。
- 5 審査官は、平成8年11月6日付で原処分は妥当であるとして、この請求を棄却する旨の決定をした。
- 6 請求人は、なおこの決定を不服と

して、平成8年12月27日（受付）、猿○隆○及び鈴○静○を再審査請求代理人（以下「代理人」という。）に立て、当審査会に対し、再審査請求した。

第3 問題点

- 1 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権取得後に、障害基礎年金の受給権を取得することとなる場合には、当該障害基礎年金は支給されないことになっている（法附則第9条第4項）。
- 2 本件の場合、法の規定及び法理に照らして、請求人に対し、障害基礎年金を支給することができるかどうかということである。

第4 審査資料

本件の審査資料は次のとおりである。

- 資料1 請求人に係るA病院医師隆○英○作成の診断書（平成8年2月21日付）の写
- 資料2 請求人に係るB病院医師服○義○作成の診断書（平成8年3月23日付）の写
- 資料3 請求人が当審査会に提出した申立書（平成9年6月20日付）
- 資料4 千葉県発行の請求人に係る身体障害者手帳の写
- 資料5 千葉県職員が社会保険庁に提出した次に掲げる報告書の写
- 5-1 平成9年5月16日付のもの
 - 5-2 平成9年6月4日付のもの
- 資料6 請求人が千葉県知事に提出した国民年金障害基礎年金裁定請求書（平成8年4月9日受付）の写
- 資料7 請求人に係るHクリニック医師吉○豊○作成の診断書（平成6年9月30日付）の写

第5 事実の認定

前記審査資料並びに本件公開審理における代理人及び保険者の陳述を総合

すると、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、昭和57年、A病院において当該傷病の診断を受けたが、以後、徐々に腎機能が低下し平成5年4月22日からIクリニック（のちの「B病院」）において血液透析（週3回）を受けている（資料1、2及び3）。
- 2 請求人は、平成6年11月4日、千葉県から障害名「のう胞腎による自己の身の日常生活活動が極度に制限されるじん臓機能障害」により身体障害者手帳1級の交付を受けている。また、その際申請書に添付された診断書によれば、請求人の障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められる（資料4及び7）。
- 3 請求人は、平成6年末、金融機関職員三○隆○（以下「三○」という。）の勧めにより、60歳到達時に老齢基礎年金の裁定請求をすることに依り、請求手続きを三○に一任した。書類の作成にあたっては、当該金融機関では「委任状、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（以下「老齢給付裁定請求書」という。）、老齢基礎年金繰上請求確認届（以下「確認届」という。）等の署名や記入は三○によるものと思われる。ただし、委任状の署名は請求人の妻が記入したと思われるが定かでない」とい、三○も「委任状の署名は本人に書いてもらっているが、他はすべて私（三○）が記入した」と述べている。そして、平成7年1月18日、関係書類を三○がK市役所に提出して、請求人に代って繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求を行った（資料5-1及び5-2）。
- 4 裁定請求にあたって、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、障害

基礎年金の支給を受けることができないことなどについて請求人に認識があったかどうかに関する関係者の申立に大きな食い違いがみられる。（資料5-1及び5-2）。

(1) 三○

繰上げ請求ですから、一生年金は減額され、障害の状態になっても障害年金はもらえないことも当然話しました。

(2) 保険者

請求人は、国民年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書（以下「繰上げ請求書」という。）及び確認届に署名、押印しているのだからそこに記載されている年金額の減額のこと、事後重症などによる障害基礎年金の裁定請求ができなくなることも当然に承知している筈だ。

(3) 請求人

ただ年金がもらえるということしかきいていない。障害年金のことをきいていたら、老齢年金の請求は頼まない。60歳から老齢年金をもらおうと減額される話は全くしてくれなかった。

(4) 請求人の妻

老齢給付裁定請求書に記載されている「国民年金法に定める障害等級に該当する程度の障害の状態にありますか」の欄の「いいえ」の箇所に該当印がついていること、繰上げ請求書の注意事項の内容等については、全く説明がなく、判を押すと、書類に目をとす隙もなく、三○が持ち帰った。

5 請求人（猿○代理人が代行）は、平成8年4月9日、千葉県知事に国民年金障害基礎年金裁定請求書（以下「障害裁定請求書」という。）を提出し、当該傷病による障害基礎年

金の裁定請求を行った（資料5-1及び6）。

6 前記5の障害裁定請求書には、請求人が繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者であることが明記されていたにもかかわらず、保険者は、平成8年5月30日、請求人の障害状態は、国年令別表に定める2級の障害の程度に該当するとして障害基礎年金（2級）を支給する旨の処分をした（資料5-2及び6）。

7 保険者は、誤って前記の6の処分をしたとして、平成8年7月1日付で、同処分を取り消した（資料5-2）。

第6 判断

前記認定した事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

1 障害基礎年金の裁定請求（平成8年4月9日）は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権発生（平成7年2月）後であるから、本来ならば法附則第9条の2第4項の規定によって請求人は障害基礎年金の支給を受けることができない。

2 しかしながら、本件については、次の点を考慮する必要がある。

(1) 請求人は、平成5年4月から血液透析（週3回）を始め、平成6年11月には身体障害者手帳1級を受けたが、その際の当該傷病による請求人の障害の状態は国年令別表に定める2級の程度であったのであるから、繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求時（平成7年1月）には、すでに請求さえすれば障害基礎年金の支給を受けることができる状態であったと認められること。

(2) 繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求は、三〇の勧めにより、ただ年金がもらえるというだけで、

請求人が同人に一任して行われたが、裁定請求に必要な関係書類のほとんどすべてについて三〇が記入（署名を含む。）し、請求人らに何ら内容の説明をせず、それら書類を三〇がK市役所に提出したと認められること。

3 このようにみえてくると、たしかに形式的には繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求に必要な関係書類が整えられているけれども、請求人は、裁定請求時には、すでに請求さえすれば障害基礎年金の支給を受けることができる状態であったにもかかわらず、繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定請求を行ったことは、当該年金の支給を受ければ障害基礎年金の支給を受けることができないとの認識を全く欠いていた証左であるから、裁定請求行為そのものが重大な錯誤に基づくものと判断せざるをえない。

4 従って、請求人の当該裁定請求は、錯誤によって無効であると認められるので、社会保険庁長官が平成7年3月9日付で請求人に対して行った本件裁定もまた無効である。

そして、千葉県知事は、請求人が繰上げ支給の老齢基礎年金を受給しているために障害基礎年金を支給するとした処分を取り消したのであるから、その前提条件が解消された以上、原処分は、取り消されなければならない。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

遺族給付
